

平成二十五年十一月十九日

青森県教育委員会第二百九十六回臨時会

期日 平成二十五年十一月十九日（火）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 その他

県立三本木農業高等学校及び同校馬術部における不適切な財務事務に関する調査結果報告書 …… 1

三 閉会

県立三本木農業高等学校及び同校馬術部における
不適切な財務事務に関する調査報告書の概要

1 調査方法

県立三本木農業高等学校及び同校馬術部における不適切な財務事務について、その背景、経緯等を明らかにするため、調査チーム職員及び調査チームから要請を受けた学校職員が連携し、関係職員等からの聞き取り及び関係書類の確認を行った。

2 調査結果

(1) 県所有馬売却未遂について

ア 売却未遂の経緯

平成25年 5月	2号馬（27歳）が運動中につまずくようになった。
	元教諭と馬学担当教諭は乗馬には危険な状態だと話をした。
	馬学担当教諭が2号馬の入替の検討を校長に相談したが、もう少し様子を見るよう言われた。
6月	2号馬の症状がさらにひどくなる。
	馬学担当教諭は、学校の事務職員に2号馬の処分について相談 元教諭が仲介者（知人）に部使用馬処分を相談。併せて2号馬についても引取先を探してもらった。
6月下旬	元教諭は、馬の購入を希望する畜産業者がいることを知り、独断で処分することを決めた。（仲介者を通して、2号馬の年齢を20歳前後と畜産業者に伝えた。）
7月3日又は 4日頃	仲介者と畜産業者が校地内で下見。県所有馬・部使用馬各1頭の商談成立
7月6日	仲介者が畜産業者へ運搬。元教諭は、県所有馬10万円、部使用馬10万円の計20万円を受け取る。
	馬学担当教諭は、2号馬が運搬されたことを知る。
7月8日	馬学担当教諭は、馬の処分決定に必要な関係書類を事務室に提出。事務室から写真の提出を求められる。
	事務室で、物品処分調書を作成、決裁
7月12日	馬学担当教諭は、畜産業者に出向き2号馬の写真を撮影
(不明)	畜産業者は2号馬が27歳であることを知る。
(不明)	元教諭は、仲介者から畜産業者が年齢詐称で激怒していることを聞く。
7月20日	仲介者は2号馬を馬匹運搬車で県厩舎に戻す。
	元教諭と仲介者は畜産業者へ謝罪に行き、代金を返す。
7月21日	元教諭は違約金5万円を畜産業者に支払
7月23日	畜産業者から校長へ抗議の電話があり、学校で売却未遂について認知
(不明)	事務室で、物品処分調書を廃棄

イ 売却の理由

元教諭は、「老齢の2号馬をこのまま授業で使用しては、大きな事故に繋がる可能性がある」と判断し、県の財産であるということを深く考えず、元教諭の所有馬で馬術部が使用している馬と合わせて処分する良い機会だとの気持ちが先に立ち、独断で売却を行った。思いがけず売れたので、代金は馬術部の経費に充てようと思った。」と話している。

ウ 背景・要因

- 元教諭が県有財産と私有財産を混同した。
- 学校組織として、馬の現状把握や故障等への対応を検討しなかった。
- 特定一人の者に長年にわたり管理を任せきりだったことなど管理体制に不備があった。

(2) 県所有馬入れ替えについて

ア 学校での事案認知

三本木農業高校が、県所有馬売却について調査していた際、馬学担当教諭から、県所有馬4頭のうち2頭の馬が入れ替わっているのではないかと申し出があり、学校が平成25年8月7日に動物出納簿及び馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳（以下、「健康手帳」という。）に記載されている特徴を確認したところ、4号馬及び5号馬が別の馬であると判明した。

イ 調査経過と馬の入れ替えについて

- 三本木農業高校では、この事案の判明後、元教諭に聞き取りを行ったが、元教諭は、「数年前に入れ替わっていたことは認識していたが、そのことを誰かに聞くとかは必要ないと判断しそのままにしていた。自分は関与していない。」と回答していた。
- 調査チーム設置後、毎年1回行われている馬伝染性貧血検査について、十和田家畜保健衛生所で保管している検査野帳を確認したところ、導入当初の馬5頭について、平成16年度の検査では、1～3号馬及び5号馬と生年月日及び毛色が一致する馬を確認できる（4号馬は生年月日が一致する馬を確認）が、平成17年度には1～3号馬の3頭しか確認できない。
- また、検査野帳に記載される馬名の順番や、生徒の課題研究の記録などから、県所有馬と部使用馬が、県厩舎、馬術部厩舎に入り交じって馬房に入れられていたことが確認された。
- このことについて元教諭に聞き取りしたところ、「4号馬、5号馬ともいなくなったのはおそらくその頃（平成16～17年度）だと思うが、記憶がない。どこに行ったかもわからない。」と回答した。また、「馬の体調や練習の頻度などに応じて、各厩舎に入れており、県所有馬も部使用馬も区別せず管理していた。従って、4号馬及び5号馬がいなくなってからの県所有馬の代替についても、どの馬が代わりの馬ということとは決めていなかった。」と回答した。
- これまで入れ替わっていたと説明していた馬は、1頭は平成20年度に、もう1頭は平成23年度に、元教諭が無償で譲渡を受けた馬であり、事案が判明した時点で県厩舎に入れていた馬だとしている。
- なお、三本木農業高校では、全職員、平成13年度以降の元職員等に馬の入れ替えなどについて聞き取りしたが、導入手続きに関わった職員を除き、分からないという回答であった。

ウ 背景・要因

- 県所有馬及び部使用馬を区別せず、入り交じった状態で管理していた。
- 馬特有の専門的知識が必要となるなどにより、長年にわたり、管理は特定の一人に任せきりとなっていた。

諭が所有していた馬3頭を馬術部厩舎に入れ、部活動に使用した。

- その後、元教諭は、競走馬として活躍できなくなった馬を譲渡等してもらい、馬術競技用の馬として調教したが、馬術競技に適した馬ばかりではなかったこと、また生徒の技術に合わせた馬を求めたことから、次第に馬の数が増えていった。
- 十和田家畜保健衛生所で保管している検査野帳からわかる平成15年度以降の馬の保有・入れ替え状況は、下表のとおりであり、部使用馬は毎年10頭程度はいた。

区分\馬番号\年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25.8.12現在	
県 所 有 馬	1											○	
	2											○	
	3						(H19.6.4 斃死)						
	4												
	5												
部 使 用 馬	6												
	7											○	
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
	16												
	17												
	18												○
	19												
	20												
	21												
	22												
	23												
	24												
	25												
	26												
	27												
	28												
	29												
	30												○
	31												○
	32												○
	33												
	34												
	35												
	36												
	37												
	38												○
	39												○
	40												○
	41												○
	42												○
	43												○
	44												○
	45												○
	検査頭数	16	15	15	15	18	18	15	16	16	14	11	14

注: 「馬番号」 …この表において馬名の代わりに設定したもの

■ …当該年度の検査を受けた馬

○ …事案発生後、校地内で確認した馬

イ 馬術部の運営

- 領収書等支払証拠書や通帳などの書類で確認できた部活動関係運営費は、平成22年度から24年度の3年平均で収入約250万円、支出約350万円で、(大会参加に係る経費等を除く。)年間100万円程度の自己負担をしなければ運営できない状況にあったことが認められた。
- 飼料代は、県費が年間約140万円の支出に対し、部活動経費は約170万円だった。飼養頭数の差ほど支出額の差が大きいのが、授業を展開する上で部活動使用馬を使用してきたこと、実態として県所有馬と部使用馬の区別なく管理してきたことなどを踏まえると、双方で購入した飼料を明確に分けることなく使っていたとの元教諭の証言と実態は一致する。
- 馬術部の運営実態としては、運営面でも経費面でも最終的に部活動の運営等について責任を有する校長の関与は長い間全く認められず、全てを一個人の判断の下に行っていた。

- このことは、結果的に経常的に見込める収入の範囲を超えた飼育頭数という状態を生じさせ、多額の自己負担が必要となる状況を作りだし、馬術部の運営、経理について公私の区別を誤らせたことにつながっている。
- 元教諭は、今回の事案について、「生徒のためにと考えてやってきたが、自分本位の甘い考えで県の財産を勝手に私物化したような形で申し訳ないと思っている。」と話している。

3 改善策

今回の事案では、

- ① 長年にわたり同一の業務を、実質的に一人に従事させたこと
- ② 組織としてのチェック機能が働いていなかったこと
- ③ 県の財産や公費で賄われている補助金に対する管理意識が欠落していたこと

が大きな要因としてあげられる。

(1) 三本木農業高校での改善策

[馬の管理について]

- 厩舎には馬の健康状態や飼養状況等の点検記録簿を備え、日々の状況を把握する。
- 馬の飼養と管理を複数の職員で担当し、体制を確立する。また、数年で業務の配置換えを行う。

[高体連馬術専門部の運営について]

- 印鑑は部長（校長）が管理し、通帳は、委員長（担当教員）が管理する。会計については、他の顧問（複数の加盟校がある時は他校の顧問）の監査とし、複数によるチェック体制を構築する。
- 文書起案による事務を徹底させ、複数の者が目を通す体制を確立する。

[馬術部の運営について]

- 部使用馬の管理・飼養、運営資金等運営に関する方針を作成する。
- 運営方針に基づく実施状況を保護者等関係者に説明・報告する。
- 個人の馬を部活動で使用する場合は、所有者を明確にするとともに、飼料や治療等の経費負担等について予め取り決め、年1回、所有者と学校で状況を確認する。

(2) 県立学校における留意点

今後、このようなことを再発させないために、各県立学校における事務執行の適正化に一層努めるとともに、相互チェックが十分機能するような体制づくりをさらに徹底していくことが必要である。特に部活動に係る事務については、「青森県立学校における学校徴収金の基本的な考え方について」に記載する基本原則の趣旨に則り、

- 目的や用途について保護者等に対して十分な説明及び報告を行うこと
- 「学校徴収金会計処理基準」（青森県公立学校事務長会（平成21年12月策定））のほか、青森県財務規則等も参考に、保護者等の信頼を損なうことのないよう、適正な処理に努めること

が必要である。

また、学校の責任者である校長が、顧問との意志疎通を十分に図り、活動状況の把握と適切な運営に努める必要がある。

県立三本木農業高等学校及び同校馬術部における
不適切な財務事務に関する調査結果報告書

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日

青森県教育庁内調査チーム

目次

1 事案の発端と調査チームの設置	1
2 調査方針	1
3 調査方法	1
4 調査結果	2
4-1 県所有馬売却未遂について	2
(1) 学校での事案認知	2
(2) 売却未遂に至る経緯	2
(3) 背景・要因	4
4-2 県所有馬の入れ替えについて	5
(1) 学校での事案認知	5
(2) 県所有馬導入の経緯	5
(3) 県所有馬に関する書類について	6
(4) 事案判明時の状況について	6
(5) 調査経過と馬の入れ替えの実態について	7
(6) 背景・要因	8
4-3 高校生強化事業費補助金の不正受給について	8
(1) 学校での事案認知	8
(2) 高校生強化事業費補助金について	9
(3) 高体連馬術専門部について	9
(4) 不正受給に至る経緯	9
(5) 背景・要因	10
4-4 馬術部の運営実態について	11
(1) 馬術部のあゆみ	11
(2) 馬術部使用馬の状況	11
(3) 馬術部の運営	13
5 改善策	14
(1) 三本木農業高校の改善策	14
(2) 県立学校における留意点	15

1 事案の発端と調査チームの設置

平成25年7月31日、県教育委員会に対し、県立三本木農業高等学校（以下「三本木農業高校」という。）及び同校馬術部の財務事務について問題があるとの情報提供があったため、同校に調査を指示したところ、平成25年10月4日までの間に、以下3点について、財務事務の不適切な執行が確認された。

- (1) 三本木農業高校元教諭（元馬学担当教諭であり、元馬術部顧問。退職後の平成25年4月から9月上旬まで外部コーチ。以下「元教諭」という。）が、無断で県所有馬1頭を畜産業者に売却しようとしたが、馬の年齢詐称が判明し、未遂に終わった。
- (2) 動物出納簿との照合の結果、県所有馬4頭のうち2頭が行方不明となっており、別の馬に入れ替わっている。
- (3) 高校生強化事業費補助金について、青森県高等学校体育連盟馬術専門部（部長は同校校長。）の事務を担当していた当該元教諭が、実際には実施していない強化事業を実施したように実績報告書を偽造し、平成24年度の補助金（29万8千円）を不正に受給した。

このため、県教育委員会では、三本木農業高校及び同校馬術部における不適切な財務事務について、その実態と原因を明らかにするとともに改善策を策定し、生徒、保護者、教職員の不安を早期に解消するため、10月4日、調査チームを設置し、調査を実施した。

2 調査方針

- (1) 既に確認されている3点の事案（県所有馬売却未遂、県所有馬の入れ替え、補助金の不正受給）等について、背景、経緯等を明らかにする。
- (2) 推量を加えず、事実からのみ実態を確定し、そこから原因を指摘する。
- (3) 調査にあたっては、元学校関係者、外部関係者にも協力を願う。

3 調査方法

三本木農業高校及び同校馬術部における不適切な財務事務について、その背景、経緯等を明らかにするため、調査チーム職員及び調査チームから要請を受けた学校職員が連携し、関係職員等からの聞き取り及び関係書類の確認を行った。

- | | | |
|-------------------------|--------|-----------------------|
| 10月 | 2日（水） | 学校調査（佐藤教育次長ほか） |
| 10月 | 3日（木） | 調査チーム事前打合せ（これまでの状況確認） |
| 10月 | 4日（金） | 記者発表、調査チーム設置 |
| 10月 | 8日（火） | 調査チーム打合せ（学校調査の確認） |
| 10月 | 9日（水） | 学校調査 |
| 10月 | 10日（木） | 学校調査、学校へ追加確認事項依頼 |
| 10月11日（金） 学校で元教諭へ聞き取り | | |
| 10月13日（日） 学校で関係者聞き取り | | |
| 10月14日（月） 学校で関係者聞き取り | | |
| 10月16日（水） 学校で馬学担当教諭聞き取り | | |

10月15日(火)	調査チーム打合せ(学校調査の確認、整理)
10月17日(木)	学校調査、馬学担当教諭・部顧問聞き取り
10月18日(金)	元教諭聞き取り
10月22日(火)	学校調査、県費執行状況調査、 調査チーム打合せ(調査確認、整理)
10月24日(木)	学校へ追加確認事項依頼
10月24日(木)	学校で旧職員(校長、事務職員等)に照会 ~ 30日
10月26日(土)	学校で関係者聞き取り
10月28日(月)	学校で元教諭聞き取り
10月29日(火)	学校で馬学担当教諭に聞き取り
10月28日(月)	十和田家畜保健衛生所聞き取り
10月29日(火)	調査チーム打合せ(調査確認、整理)
10月31日(木)	調査チーム打合せ(調査確認、整理)
11月1日(金)	調査チーム打合せ(調査確認、整理)
11月5日(火)	調査チーム打合せ(調査確認、整理)
11月6日(水)	調査チーム打合せ(調査確認、整理)
11月7日(木)	調査チーム打合せ(調査確認、整理)
11月8日(金)	学校調査、元教諭聞き取り
11月11日(月) ~	調査チーム打合せ(報告書取りまとめ)
11月19日(火)	調査結果公表

4 調査結果

4-1 県所有馬売却未遂について

(1) 学校での事案認知

平成25年7月23日、三本木農業高校校長に、畜産業者から同校の馬の売買に関し抗議の電話があり、当該事案を認知した。

(2) 売却未遂に至る経緯

売却対象となった馬は、三本木農業高校で所有する馬4頭のうちの1頭で、動物出納簿の整理番号2として記載されている馬(以下「2号馬」という。)である。

2号馬は、27歳の老齢(人間年齢85歳相当)であり、平成25年5月頃、運動中につまずくようになった。さらに、6月頃には症状がひどくなり、元教諭と現在の馬学担当教諭(以下「馬学担当教諭」という。)は乗馬には危険な状態だと話をした。

馬学担当教諭は、5月頃、2号馬の入れ替えの検討をしなければならないことを校長に話したが、校長からもう少し様子を見るよう言われた。また、6月頃には学校の事務職員に馬の処分について相談をしていた。

元教諭は、元教諭所有の部活動で使用している馬（以下「部使用馬」という。）1頭を処分することを検討しており、併せて2号馬についても元教諭の知人（以下「仲介者」という。）に引取先を探してもらっていた。

元教諭は、2号馬の代替えとして、5月に部使用馬として入れた馬が、おとなしく安全性が高いことから科目「馬学」の授業でも使えるので、その馬を充てようと考え、入れ替える際には馬学担当教諭に手続きを依頼しようと思っていた。

元教諭は、6月下旬に仲介者からの情報で、馬の購入を希望する県内の畜産業者（以下「畜産業者」という。）がいることを知り、「それまで2号馬の処分の見通しが立っていなかったために、早く馬を処分したいという気持ちが先に立ち、学校に相談することもなく独断で処分することを決めた。」と話している。（その際、仲介者を通して、2号馬の年齢を20歳前後と畜産業者に伝えている。）

7月3日又は4日頃、仲介者と畜産業者が、校地内にある県厩舎と馬術部厩舎で馬を確認し、2号馬と部使用馬、合わせて2頭を購入することで商談がまとまった。

7月6日昼頃、仲介者は一人で、三本木農業高校校地に元教諭が事前に用意していた元教諭所有の馬匹運搬車で、2号馬及び部使用馬、合わせて2頭を畜産業者へ運び、現金取引をした。同日、元教諭は、仲介者から、2号馬売買分10万円と部使用馬売買分10万円の計20万円を受け取った。なお、元教諭は「2号馬は高齢なので、処分については処分料が必要になることも想定していたが、逆に売ることができて驚いた。売却代金は、飼料代や遠征費などの部活動経費全般に充てようと思った。」と話している。しかし、2号馬の売却代金は学校にも馬術部にも渡されていなかった。

7月6日、馬学担当教諭は、馬術部の生徒から、2号馬と部使用馬が売られ、すでに運搬されたことを聞き、後日、仲介者から畜産業者に運搬したことを聞いた。2号馬がいなくなったことで自分の管理責任を問われることをおそれ、売却されたことを学校に報告しないまま、7月8日に処分決定に必要な関係書類を整え、同日、学校の事務室に提出した。事務職員から写真を添付するよう言われたことから、7月12日に畜産業者に出向き、2号馬の写真を撮影した。その際、畜産業者に写真を撮りに来た理由などを聞かれた。

畜産業者は、食肉用として購入した2号馬がえさを食べないことに不満を持っていたところ、馬学担当教諭との会話の中で馬の年齢が27歳と知り、年齢詐称として元教諭に返却することとした。

元教諭は、仲介者から畜産業者が年齢詐称で激怒していることを聞き、嘘をついて売ったことは事実であったので、仲介者に相談し、買値以上のお金を支払うことで話をまとめることとした。

7月20日に仲介者は、2号馬を馬匹運搬車で県厩舎へ戻した。

同日、元教諭と仲介者は畜産業者へ謝罪に行き、代金を返した。その際に、畜

産業者から違約金の話をされ、翌7月21日に元教諭が5万円を支払った。

学校では、馬学担当教諭からの関係書類の提出を受け、7月8日付けで財務規則に則り、物品処分調書を作成、決裁したが、実際の馬の処分は運搬の手配後に行うこととしていた。(決裁時、学校では実際の馬の状況を確認していない。)

馬学担当教諭は、処分手続きがもうすぐ終わることで安堵していたが、7月20日に馬が戻ってきたため、2号馬が売却されたことが露見すると思い、責任を問われると思っていた。

7月23日、畜産業者が三本木農業高校校長へ、元教諭が馬の年齢を詐称して売却しようとしたことについて抗議の電話をしたことから、校長は県所有馬の売却未遂があったことを初めて認知した。

なお、物品処分調書は、使用しないと判断し、事務長了承の下、廃棄された。

(3) 背景・要因

元教諭は、三本木農業高校において科目「馬学」の授業が開始された平成14年度から退職する25年3月まで担当教諭であり、馬術部の顧問を同校に赴任した昭和61年度から27年間務めた。

元教諭は、老齢の2号馬をこのまま授業で使用しては、大きな事故に繋がる可能性があるかと判断し、県の財産であるということ深く考えず、元教諭の所有馬で馬術部が使用している馬と合わせて処分する良い機会だとの気持ちが先に立って、独断で売却を行ったものである。

長年にわたり馬学を担当してきた経験上、必要と考えてとのことであるが、教員退職後の行動であり、学校職員に一切の相談、断りもなく売却したことは、県の財産と個人の財産を混同していたと指摘せざるを得ない。

また、2号馬の売却代金を部活動経費に充てようと思ったと話しているが、元教諭がそのまま保有していたことから、私的流用を疑わせる状態にあったことは否定できない。

一方、学校内の対応として、馬学担当教諭は、2号馬が老齢となり、授業で使用することは危険であると元教諭と話をしており、校長にも相談をしたが、校長は、馬の状態を見ることもなく、少し様子を見るよう指示をしている。

科目「馬学」という三本木農業高校として極めて特色ある教育を構成するために不可欠な財産であるにもかかわらず、その馬の現状把握や故障等の対応を組織として検討した形跡がほとんどない。学校の授業で使用してきた老齢の馬について、定期的な健康管理やその対策が学校組織として検討されていれば、このような事態は生じていないはずである。

また、今回の件では、仲介者と畜産業者が校地内で商談を行っている。農業高校特有の広大な敷地の中ではあるものの、部外者が誰にも不審に思われることなく校外に馬を運搬できる状況であったことは、管理上の問題がある。これは、牛、鶏などは生産を伴う実習が多いため、関わる人間も多いのに対し、馬は特有の専

門的な知識が必要で、特定の一人の者に長年にわたり管理を任せきりだったことなど、管理体制の不備によるものである。

さらに、馬学担当教諭が、県所有馬が持ち去られた状態を知りながら学校に報告せず、書類上の体裁を整えようとしたこと、事務室において、一度、決裁した財務規則に定める物品処分調書を廃棄したことは、不適切であったと言わざるを得ない。

4-2 県所有馬の入れ替えについて

(1) 学校での事案認知

三本木農業高校が、県所有馬売却について調査していた際、馬学担当教諭から、県所有馬4頭のうち2頭の馬が入れ替わっているのではないかと申し出があり、学校が平成25年8月7日に動物出納簿及び馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳（以下「健康手帳」という。）に記載されている特徴を確認したところ、4号馬及び5号馬が別の馬であると判明した。

(2) 県所有馬導入の経緯

平成12年4月1日に畜産科から学科改編した動物科学科では、従来の畜産の領域を学ぶ産業動物コースに加えて、十和田市周辺が有数の馬産地であることも踏まえ、馬や愛玩動物など、新しい領域を学ぶ社会動物コースを設置している。

社会動物コースでは社会動物の飼育と活用、健康の改善と生活の質の向上を図る能力を育てる実習を行うこととし、科目「馬学」を新設して三本木農業高校で馬を飼養することとなった。

科目「馬学」の開設に伴い、平成13年度中に導入した馬は以下のとおりである。なお、いずれも寄附によるものとなっている。

整理番号	受入時の馬名 (生年月日)	特徴	寄附者 (受入年月日)
1	エヴォリューション (H6.3.18生)	アングロアラブ種、 鹿毛	日本中央競馬会馬事公苑 (H13.12.20)
2	ホワッツネクスト (1986年生)	中半血、鹿毛	日本中央競馬会競馬学校 (H13.12.20)
(3)	オールウェイズ (1986年生) ※H19.6.4死亡	サラ系、鹿毛	日本中央競馬会競馬学校 (H13.12.20)
4	ジンボーイ (H5.5.4生)	サラブレット種、 鹿毛	個人 (H13.12.20)
5	ベルコンフォート (H10.4.29生)	サラブレット種、 芦毛	個人 (H14.1.9)

※以下、各馬を整理番号により「1号馬」等という。

(3) 県所有馬に関する書類について

財務規則に則り作成される馬の台帳に当たる動物出納簿は、寄附調書及び馬の健康手帳により、受入当時、学校の事務職員が作成した。その後、事務室で管理されており、作成当初からの変更は、平成19年に死亡した3号馬に関する記述のみである。

馬の健康手帳は、馬の生年月日、特徴、歴代の所有者及び検査や治療に関する履歴が記載されるもので、馬の所有者や所在地が変わっても、通常、馬に付随して持ち運ばれるものであるが、受入当初は、事務手続きの必要性から事務室で管理していた。その後、馬の検査や治療等があることから、馬学を担当する元教諭が管理することとなり、今回の事案判明時には馬術部部室で保管されていた。

(4) 事案判明時の状況について

平成25年7月に県所有馬売却未遂の事案があり、学校の調査において、7月26日に2号馬を確認し、他の県所有馬について健康手帳のみで確認したところ、異常はないと判断した。その後、馬学担当教諭から、2頭の馬が入れ替わっているのではないかと申し出があったことから、8月7日に改めて動物出納簿及び健康手帳に記載されている特徴を確認したところ、別の馬であることが判明した。

調査チームが改めて現地で確認したところ、4号馬及び5号馬の毛色及び特徴は、健康手帳と一致しているが、健康手帳と動物出納簿が一致しないため、現在いる馬は動物出納簿に記載された4号馬及び5号馬とは別の馬であると判断した。

		動物出納簿	健康手帳 動物出納簿と一致の場合○	県厩舎にいる馬 健康手帳と一致の場合○
1号馬	品種	アングロアラブ	○	
	生年月日	H6.3.18生	○	
	毛色	鹿毛	○	○
	特徴	—	左後足の一部白	○
	前所有者	馬事公苑	○	
2号馬	品種	中半血	○	
	生年月日	1986年生	○	
	毛色	鹿毛	○	○
	特徴	—	足が全部茶色、左股NZ烙印	○
	前所有者	競馬学校	○	
4号馬	品種	サラブレッド	○	
	生年月日	H5.5.4生	H4.5.14	
	毛色	鹿毛	○	○
	特徴	—	左前足、左右後足の一部白	○
	前所有者	個人	不一致	
5号馬	品種	サラブレッド		
	生年月日	H10.4.29生	昭和64年	
	毛色	芦毛	鹿毛	○
	特徴	—	右後足の一部白	○
	前所有者	個人	不一致	

(5) 調査経過と馬の入れ替えの実態について

馬の管理は、導入当初は農場職員が行っていたが、その後（時期不明）、元教諭が指導の一環として、馬学の授業を選択する生徒及び馬術部の生徒に指示しながら行うようになっていた。

県所有馬が入れ替わっていることが判明したため、三本木農業高校では、8月23日に校内に調査委員会を設け、全職員に聞き取りを行ったが、入れ替わっていたことに誰も気付かず全く分からない状態であった。さらに平成13年度以降の元職員などに照会したが、特徴のある芦毛の馬がいたことについても、導入手続きに関わった一部職員を除き、見たことがない、分からないという回答であった。

三本木農業高校では、この件に関し、元教諭に8月7日から9月25日までの間に8回の聞き取りを行ったが、元教諭は、「数年前に入れ替わっていたことは認識していたが、そのことを誰かに聞くとかは必要ないと判断しそのままにしていた。自分は関与していない。」と回答していた。

調査チームでは馬の健康手帳に着目し、調査を実施した。

健康手帳には、法令により年1回の検査を受けることとなっている家畜保健衛生所での馬の伝染性貧血検査（以下「伝貧検査」という。）の検査証明印が押されている。（近く廃用になる乗馬用の馬や食肉用の馬は検査しなくても良いことになっている。）

4号馬と入れ替わったとされた馬の健康手帳は、平成7年度から十和田家畜保健衛生所で伝貧検査を受けていることになっているが、検査印部分や予防接種のページなどが差し替えられているような形跡がある。

5号馬と入れ替わったとされた馬の健康手帳は、検査印や予防接種のページが差し替えや貼り付けされている形跡がある。

十和田家畜保健衛生所では、伝貧検査の実施の際には、健康手帳に記載している大まかな特徴と現物（馬）を照合し、立会人に馬名を確認し、馬検査野帳を作成することとしている。また、検査は通常、馬を1ヶ所に集めることなく、厩舎ごとに馬房の中で行い、野帳に記載される馬も検査した順序で記載している。

三本木農業高校には、県所有馬用の県厩舎と部使用馬用の馬術部厩舎があり、県厩舎に県所有馬が入っていれば、野帳には県所有馬の馬名が連番になって記載されるはずであるが、特に平成22年度以前の野帳では、部使用馬と思われる馬と入り交じっており、県厩舎に部使用馬もいて、馬術部厩舎に県所有馬もいたという状況があったことを窺わせる。

なお、生徒の課題研究の記録からも県厩舎に部使用馬がいたことが確認された。

また、平成16年度の検査では、1～3号馬及び5号馬と生年月日及び毛色が一致する馬がいることが確認できた（4号馬は生年月日が一致する馬を確認）が、平成17年度には1～3号馬の3頭しか確認できない。

以上のことに関して元教諭に聞き取りしたところ、「資料を見ると4号馬、5号馬ともにいなくなったのはおそらくその頃(平成16～17年度)だと思うが、記憶がない。どこにいったかもわからない。」と回答した。

また、馬の管理については、「馬の体調や練習の頻度などに応じて、各厩舎に入れており、県所有馬も部使用馬も区別せず管理していた。従って、4号馬及び5号馬がいなくなってからの県所有馬の代替えについても、どの馬が代わりの馬ということは決めていなかった。」と回答した。今回の事案判明時に県所有馬と入れ替わっていたとする馬は、元教諭が部活動で使用するため、平成20年度及び23年度に知人から無償で譲渡された馬であり、事案が判明した時点で県厩舎に入れていた馬であると説明している。

なお、馬検査野帳から、平成25年6月13日の検査において、7月に県所有馬売却未遂の事案の対象となった2号馬は、伝貧検査を受けていないことが判明している。

(6) 背景・要因

県所有馬の導入以降、比較的早い段階から、県所有馬、部使用馬がそれぞれの厩舎ではなく、入り交じった状態で、管理されていた。元教諭は、特に馬の区別をせず、県所有馬・部使用馬に関わらず、授業でも競技大会でも、その場に合った馬を使用していた。

一方、学校では、馬の飼育や法令に基づく検査などは、馬特有の専門的知識が必要となることなどにより、長年にわたり、その管理は特定の一人に任せきりとなっていた。

さらに、平成13年度以降の校長等管理職や事務職員等に、県所有馬について、特徴のある芦毛の馬の存在、県厩舎にいた馬の状況、馬の検査状況、馬の健康手帳の存在などの照会をしたところ、ほとんどの職員が何も分からないという回答であった。

三本木農業高校の特色ある教育のため設定された「馬学」という科目であるにも関わらず、その教材である馬に関しては、学校全体として職員の関心がもたれず、管理機能・チェック機能が欠如していた。

4-3 高校生強化学業費補助金の不正受給について

(1) 学校での事案認知

平成25年9月24日、25年度の強化学業の対応を検討していた馬学担当教諭(25年4月から高体連馬術専門部委員長)から、公益財団法人青森県体育協会(以下「県体育協会」という。)から補助金を受けている平成24年度高校生強化学業が実施されていないのではないかと校長へ申し出があり、校長が元教諭に確認したところ、24年度は実績がないことが判明した。

(2) 高校生強化事業費補助金について

高校生強化事業費補助金は、県体育協会が、本県スポーツ競技力の基盤となる高校生競技選手の強化を図ることを目的として、関係団体（①青森県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）の各専門部、②競技団体（国民体育大会で少年種目が実施されている競技で高体連に専門部がない競技）、③特別強化指定校（県体育協会が指定した高等学校））が実施する強化合宿等（関係団体が実施する県内合宿、県外・国外合宿、県スポーツ科学センターを使用しての各種測定・検査）に対して予算の範囲内で補助金（全額県費を充当）を交付しているものである。

補助対象経費は、指導者及び選手の宿泊費・交通費、施設使用料で補助限度額を設定している。

関係団体が、申請書（事業計画書、収支予算書、県体育協会会長が必要と認める書類）を提出し、書類審査を経て、概算払で交付される。

また、補助事業完了後30日以内に実績報告書（事業結果報告書、収支決算書、県外合宿交通費個人受領書、宿泊費・施設使用料等領収書、事業参加者名簿、宿泊証明書、その他県体育協会会長が必要と認める書類）を提出することとなっている。

なお、補助事業を中止等する場合は、速やかに承認申請書を県体育協会会長に提出し承認を受けることとなっている。

(3) 高体連馬術専門部について

高体連馬術専門部は、長年当該競技加盟校が三本木農業高校1校であったことから、部長には同校校長が、事務を処理する委員長には同校馬術部顧問が就任してきた。なお、平成25年度からは、県立弘前高等学校が加盟している。

(4) 不正受給に至る経緯

高校生強化事業の補助制度を活用し、三本木農業高校馬術部は、平成23年度まで、金沢市において開催される北陸馬術大会への参加を兼ねて、全国レベルの指導者からの講座、実技指導、他校学生・生徒との技術交流等による強化合宿を行っていた。この強化合宿及び補助金の事務手続きは、これまで全て高体連馬術専門部委員長であった元教諭が一人で行っていた。

平成24年度の補助金については、平成24年6月8日付けで高体連馬術専門部部長名の交付申請書を、部長の決裁を受けないまま提出しており、内容は9月14日から18日に石川県馬事公苑で国体優勝者による技術指導や他校との合同練習等を行う計画（参加者生徒9名、顧問2名）となっていた。この申請を受け、県体育協会では、7月23日に高体連馬術専門部通帳に29万8千円を入金した。

8月中旬頃に元教諭は体調が思わしくないことから、9月に予定していた強化合宿を独断で行わないこととした。

その後、元教諭は、計画変更も考えたが、体調も芳しくなかったため、強化合宿を実施しないまま、高体連馬術専門部部長名で10月11日付け実績報告書を部長の決裁を受けずに県体育協会へ提出した。(前日の10月10日に高体連馬術専門部通帳にあった補助金29万8千円を馬術部の通帳へ移している。このことについて元教諭に聞き取りしたところ「何かに支払うために移したのか、思い出せない。部の何かに使おうとしたのだと思う。」と回答した。)

添付した宿泊証明書は、手元にあったホテルの領収書を切り貼りし、カラーコピーで偽造したものである。

同じく添付した県外合宿交通費個人受領書は、馬術部生徒には事業実施日前に受領印を押印させたことを確認した。もう一人の顧問の印については、同顧問は押印した記憶がなく、元教諭は同顧問の机の上にある印を本人に断らず押印したと話している。なお、同顧問は24年度から馬術部を担当していたが、当該強化合宿があることを元教諭から聞いていなかった。

事業の中止届を県体育協会に提出しなかったことや強化事業そのものの変更をしなかった理由について、元教諭は、「8月中旬に体調を崩し病院に通うことになり、精神状態があまりよくない状態で、返還の手続きでごちゃごちゃするのも嫌で、何もかもやりたくないと思い、実績報告書を偽造することで安易な方向へ行ってしまった。不正受給した補助金は、部の活動費に充てた。」としている。

実績報告を受けた県体育協会では、実績報告書受領時には、その内容や添付書類に不備が認められなかったため、書類が偽造されたことには気付かず、そのまま受理した。

また、平成20年度から23年度までも、同様の形態で強化合宿が行われていたが、このことについては、北陸馬術大会の主催者である石川県馬術連盟と石川県馬事公苑を管理している石川県馬事振興協会に照会し、確認されている。

(5) 背景・要因

高体連の各専門部は、同種目の部活動を行う加盟校のとりまとめなどの事務を行うが、馬術専門部は平成24年度まで加盟校が三本木農業高校のみであったため、事務局が同校から変わることはなかった。校長の異動等で馬術専門部部長は交代するものの、引き継ぎにおいても部長の役職になることだけを告げられ、部長としての責務の認識を欠き、三本木農業高校馬術部顧問を27年間勤めてきた元教諭一人に、事務処理を長年にわたり任せきりだった。また、経理も任せきりで、高体連馬術専門部の印及び通帳も元教諭が一人で管理し、預金の出し入れも一人で行い、起案による事務処理は行われていなかった。歴代専門部部長(校長)も元教諭を信頼しきっており、事務及び経理のチェックをしたことは全くなかった。

このため、全てを自分一人の判断で事務処理できる環境にあり、関係書類を偽造し、安易な気持ちで補助金を不正に受給したものである。

また、高体連専門部部長の職務は、一学校の校務ではなく、団体の職務である。しかし、今回の事案では、馬術専門部部長の職にあった校長は、県費が充当された補助金を扱う団体の長として管理意識が欠如した状態であったことは否めない。なお、本事案の判明前まで、校長は強化事業費補助金の存在を認知していなかった。

4-4 馬術部の運営実態について

今回、本事案の調査を行うに当たり、最も関与した元教諭が27年間にわたり担当してきた馬術部の運営実態の確認が不可欠であった。本項においては、調査の過程で確認し得た内容を明らかにする。

(1) 馬術部のあゆみ

三本木農業高校馬術部は、昭和55年度に発足した。元教諭は61年度、三本木農業高校に赴任してすぐ馬術部の顧問の一人として活動することになったが、当時の馬術部は、十和田馬術協会の馬術場で活動を行っていた。元教諭は生徒専用の練習馬がなかったことから、自身の乗馬技術向上を兼ねて、関係者を通じて地方競馬場などから乗馬に適していそうな馬3頭を自前で購入し、十和田馬術協会等に預託料を支払い、預けていた。

平成10年7月28日、第32回全日本高等学校馬術競技大会が、三本木農業高校で行われることになり、これに合わせて、同校に馬術場が整備され、平成10年6月にはPTAにより馬術部部室が、同年7月には、同窓会などの援助により馬術部厩舎が、同じく7月には、馬術大会の運営費で蹄洗場が整備された。

学校の敷地内に馬術場等の施設が整備されたことに伴い、学校内で馬術部の活動ができるようになった。

なお、馬術場を除くこれらの施設は、現在は、(財)三農後援会の所有として管理されており、当該土地460㎡について学校用地(教育財産)を用途廃止し、県教育委員会と(財)三農後援会で土地使用貸借契約(無償貸付け)をしている。

(2) 馬術部使用馬の状況

平成10年に学校敷地内に馬術関係施設が整備されると、その後、元教諭は預けていた馬3頭を馬術部厩舎に入れ、部活動に使用した。その後、元教諭は競馬場などから競走馬として活躍できなくなった馬を譲渡等してもらい、馬術競技用の馬として調教したが、馬術競技に適した馬ばかりではなかったこと、また生徒の技術に合わせた馬を求めていったことから、次第に馬の数が増えていった。

十和田家畜保健所で保存していた伝貧検査の記録からわかる平成15年以降の馬の保有・入れ替え状況は、以下のとおりである。

区分	馬番号	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25.8.12現在	
県 所 有 馬	1													○	
	2													○	
	3														
	4							(H19.6.4 斃死)							
	5														
部 使 用 馬	6														
	7													○	
	8														
	9														
	10														
	11														
	12														
	13														
	14														
	15														
	16														
	17														
	18													○	
	19														
	20														
	21														
	22														
	23														
	24														
	25														
	26														
	27														
	28														
	29														
	30													○	
	31													○	
	32													○	
	33														
	34														
	35														
	36														
	37														
	38													○	
	39													○	
	40													○	
	41													○	
	42														
	43													○	
	44													○	
	45													○	
	検査頭数			16	15	15	15	18	18	15	16	16	14	11	14

注: 「馬番号」 ……この表において馬名の代わりに設定したもの

■ ……当該年度の検査を受けた馬

○ ……事案発生後、校地内で確認した馬

上記のとおり、頻繁に馬が入れ替わっており、部使用馬は常に10頭程度はいたことがわかる。

馬の入れ替えに当たっては、新たに取得する場合は、競馬場等から安価に、あるいは輸送費のみの負担で払い下げを受け、処分等する場合は、無償で他者に譲渡したり、売却できた時には部活動費に充てたりしていた。なお、馬の購入等に際しては、売り手と買い手の同意のみで行われており、書面でのやりとりはなされていない。

馬の所有権については、元教諭のものであるのか、三本木農業高校馬術部のものであるのか、書類等が存在しないため疑義はあるが、部使用馬の導入当初の経緯や、取得に当たっての交渉・判断、その後、部活動で使用できるまでの調教や経費負担などを総合的に考えると元教諭の所有物であり、それを部活動に使用させるという貸借関係にあったものと考えることが妥当である。

(3) 馬術部の運営

馬術部では常に10頭程度馬を飼育していたが、部の経費規模がどの程度であったか調査した。

馬術部に関する経費のうち、元教諭が提出した領収書や部活動関係の通帳の履歴から平成22年度から24年度までの3年平均で収入約250万円、支出約350万円が確認できた。(収入又は支出に関する書類の全てを確認できなかったこともあり、大会の開催及び参加に係る経費は除き、日常の馬術部運営に係る経費のみを積算している。)

そのうち経常的な収入は、馬術部部員からの部費、全日本高等学校馬術連盟からの乗馬飼育助成金、三本木農業高校生徒会費からの補助金など200万円程度である。年によっては、部使用馬の売却による収入も認められる一方、明らかに必要な経費について、領収書などの支払い証拠書がない場合もあり、精査はできなかったが、領収書で確認できる分だけで年間100万円程度は自己負担をしなければ運営できない状況にあったことが認められた。

最も支出が大きかったのは、飼料代だが、県費と比較してみると、3年平均で県費が年間約140万円だったのに対し、部活動経費では約170万円となっていた。部活動経費には領収書が残っていない分もあるとの説明もあり、支出額は確定できないが、県費で4頭分として支出してきた金額と、倍以上の頭数を養う部活動費での支出額との差はそれほど大きくない。このことは、授業を展開する上で部使用馬も使用してきたこと、実態として県所有馬と部使用馬の区別なく管理してきたことなどを踏まえると、双方で購入した飼料を明確に分けることなく使っていたとの元教諭の説明と実態は一致する。

なお、部活動関係の支払い書類として提出された領収書等は、個人の通帳から支払われたものなども交じっており、公私の区別がつかない状態となっていた。

調査チームの調査開始時に指摘された校地内での仔馬の繁殖については、馬術部厩舎が完成した平成10年度以降、13年度に1頭、23年度から3年連続で別の馬に各1頭、合計4頭出産させている。

23年度の仔馬は、受胎証明付きで譲渡された母馬から産まれている。このことに関する聞き取りに対し、元教諭は、「生徒が馬の出産、育児等を見るのは、授業でも馬術部の活動としても意義があることだと思った。また、仔馬を産ませて、売ることによって少しでも部活動の経費の足しにしたいと思った。」と回答している。

なお、23年度以降に産まれた3頭のうち、24年度に生まれた仔馬は25年7月に市場で50万円程度で売却されたが、それ以外の2頭は売れず、処分したとのことである。

また、元教諭は、「平成19年度に馬匹運搬車を東京の自動車ディーラーから購入し、部活動の遠征などに使用していた。運搬車を利用して、営業的活動をしていたことはなく、教職員であった24年度までは部使用馬の運搬にのみ使用していた。」と説明している。

馬術部の運営実態としては、補助金不正受給の項でも明らかになったとおり、運営面でも経費面でも最終的に部活動の運営等について責任を有する校長の関与は長い間全く認められず、全てを一個人の判断の下に行っていたということである。

このことは、結果的に経常的に見込める収入の範囲を超えた飼育頭数という状態を生じさせ、多額の自己負担が必要となる状況を作りだし、馬術部の運営、経理について公私の区別を誤らせたことにつながっている。

元教諭は、今回の事案について、調査チームの聞き取りに対し、「生徒のためと思ってやってきたが、自分本位の甘い考えで県の財産を勝手に私物化したような形で申し訳ないと思っている。」と話している。

5 改善策

今回の事案では、

- ① 長年にわたり同一の業務を、実質的に一人に従事させたこと
- ② 組織としてのチェック機能が働いていなかったこと
- ③ 県の財産や公費で賄われている補助金に対する管理意識が欠落していたこと

が大きな要因としてあげられる。

(1) 三本木農業高校の改善策

上記要因を踏まえ、三本木農業高校では、次のような改善策に取り組むこととしている。

[馬の管理について]

- ・農場の管理として、農場日誌、宿日直代行員日誌に馬に関わる点検項目を盛り込み、さらに厩舎には馬の健康状態や飼養状況等の点検記録簿を備え、日々の状況を把握する。
- ・馬の飼養と管理を複数の職員で担当し、その体制を確立する。また、数年で業務の配置換えを行う。
- ・農場長、学科主任及び事務担当者が月に1回、厩舎等の巡回を行い、その結果を学校長に報告する。
- ・馬の写真や特徴などを厩舎に表示し、いつでも確認できる状態にする。
- ・馬の健康手帳については、県所有馬、部使用馬ともに、学校事務室で管理・保管する。

[高体連馬術専門部の運営について]

- ・高体連馬術専門部の印鑑は、部長（校長）が管理し、通帳は、委員長（担当教員）が管理する。会計については、他の顧問（複数の加盟校がある時は他校の顧問）の監査とし、複数によるチェック体制を構築する。
- ・文書起案による事務処理を徹底させ、複数の者が目を通す体制を確立する。
- ・専門部長、委員長及び各校顧問の情報交換を密にし、大会運営や強化策等に関する認識の共有化等するための会議を年に数回開催するなど、透明化された運営を行う。

[馬術部の運営について]

- ・部使用馬の管理・飼養、運営資金等運営に関する方針を作成する。
- ・運営方針に基づく実施状況を保護者等関係者に説明・報告する。
- ・個人の馬を部活動で使用する場合は、所有者を明確にするとともに、飼料や治療等の経費負担等について予め取り決め、年1回、所有者と学校で状況を確認する。

(2) 県立学校における留意点

今後、このようなことを再発させないために、各県立学校においても事務執行の適正化に一層努めるとともに、相互チェックが十分機能するような体制づくりをさらに徹底していくことが必要である。

特に部活動に係る事務については、平成25年3月22日付け青教政第328号教育長通知で示した「青森県立学校における学校徴収金の基本的な考え方について」に記載する学校徴収金に関する基本原則の趣旨に則り、

- ・その目的や用途について保護者等に対して十分な説明及び報告を行うこと
- ・「学校徴収金会計処理基準」（青森県公立学校事務長会（平成21年12月策定））のほか、青森県財務規則等も参考に、保護者等の信頼を損なうことのないよう、適正な処理に努めること

が必要である。

また、県立学校の責任者である校長は、顧問との意思疎通を十分に図り、活動状況の把握と適切な運営に努める必要がある。